

(その1)

収支報告書 (令和 3 年分)

(ふりがな) (れいわしんせんぐみしゅうぎいんちばけんだい9くそうしぶ)

- 1 政治団体の名称 れいわ新選組衆議院千葉県第9区総支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉市若葉区都賀3-4-5 佐久間ビル202
- 3 代表者の氏名 三井 義文 (三井)
- 4 会計責任者の氏名 高中 隆行 (高中)

問合せ先

(担当者) 高中 隆行
 (電話) 080-3733-4683



資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 _____
 (現職 ・ 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部 政党
 その他の政治団体 (後援会等) 政治資金団体
 その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 三井義文

公職の種類 衆議院議員
 (現職 ・ 候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

19 / 20
 2/28

定(内)郵資(国)全(領)N
 解(後)念(N)N(県)N(過)

F1 F2 F3 F4 F5 F6
 / / / / / /

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)				3,423,537
① (前年からの繰越額)				996,877
② (本年の収入額 = $A+B+C+D+E+F+G$)				2,426,660
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)				3,397,537
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))				26,000

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費				
	十億	百万	千	円
金 額 A				
員 数				

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附			26,000		内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附					
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)			26,000		(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]					
イ 政党匿名寄附					内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)			26,000		

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
れいわ新選組本部			900	000	R3. 3. 22	東京都千代田区麴町2-5-20押田ビル4階	
れいわ新選組本部			900	000	R3. 6. 21	東京都千代田区麴町2-5-20押田ビル4階	
れいわ新選組本部			300	000	R3. 9. 21	東京都千代田区麴町2-5-20押田ビル4階	
れいわ新選組本部			300	000	R3. 11. 2	東京都千代田区麴町2-5-20押田ビル4階	
こ の 頁 の 小 計			2,400	000			
合 計			2,400	000			F

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出		備 考	
1 経 常 経 費				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
(1) 人 件 費							500,000				
(2) 光 熱 水 費							70,732				
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費							83,109				
(4) 事 務 所 費					1,	345,	304				
小 計 (1)～(4)					1,	999,	145				
2 政 治 活 動 費				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
(1) 組 織 活 動 費											
(2) 選 挙 関 係 費											
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※							1,205,843				
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費			※ア行から 工行の合計 を、(3)行に 記載するこ				1,205,843			
	イ 宣伝事業費										
	ウ 政治資金パーティー開催事業費										
	エ その他の事業費										
(4) 調 査 研 究 費											
(5) 寄 附 ・ 交 付 金							192,549				
(6) そ の 他 の 経 費											
小 計 (1)～(6)							1,398,392	うち本部・支部間の交付金合計 円			
合 計							3,397,537	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。			

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		
		不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				70,732				
合計				70,732				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				83,109				
合計				83,109				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費(事務所家賃)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
家賃保証料			20,000	R3.1.29	エルズサポート(株)	東京都新宿区大久保3-8-2	
事務所家賃			80,000	R3.1.29	(有)佐久間商事	東京都葛飾区新小岩1-48-15	
事務所家賃			80,000	R3.2.24	(有)佐久間商事	東京都葛飾区新小岩1-48-15	
事務所家賃			80,000	R3.3.29	(有)佐久間商事	東京都葛飾区新小岩1-48-15	
事務所家賃			80,000	R3.4.22	(有)佐久間商事	東京都葛飾区新小岩1-48-15	
事務所家賃			80,000	R3.5.25	(有)佐久間商事	東京都葛飾区新小岩1-48-15	
事務所家賃			80,000	R3.6.28	(有)佐久間商事	東京都葛飾区新小岩1-48-15	
事務所家賃			80,000	R3.7.27	(有)佐久間商事	東京都葛飾区新小岩1-48-15	
事務所家賃			80,000	R3.8.25	(有)佐久間商事	東京都葛飾区新小岩1-48-15	
事務所家賃			80,550	R3.9.28	(有)佐久間商事	東京都葛飾区新小岩1-48-15	
事務所家賃			80,000	R3.10.28	(有)佐久間商事	東京都葛飾区新小岩1-48-15	
この頁の小計			820,550				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-4)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費(通信費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
携帯電話料、Wi-Fi			10,848	R3.1.4	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料、Wi-Fi			10,782	R3.2.1	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料、Wi-Fi			10,739	R3.3.1	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料、Wi-Fi			11,014	R3.3.31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料、Wi-Fi			10,651	R3.4.30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料、Wi-Fi			11,971	R3.5.31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料、Wi-Fi			13,973	R3.6.30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料、Wi-Fi			14,413	R3.8.2	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料、Wi-Fi			13,424	R3.8.31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料、Wi-Fi			11,510	R3.9.30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料、Wi-Fi			10,520	R3.11.1	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料、Wi-Fi			20,849	R3.11.30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計			150,694				
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費(駐車場代)他	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
駐車場代(事務所用)	15,000	R3.1.29	大興住建(株)	千葉県若葉区都賀3-15-6	
駐車場代(事務所用)	15,000	R3.2.24	大興住建(株)	千葉県若葉区都賀3-15-6	
駐車場代(事務所用)	15,000	R3.3.29	大興住建(株)	千葉県若葉区都賀3-15-6	
駐車場代(事務所用)	15,000	R3.4.22	大興住建(株)	千葉県若葉区都賀3-15-6	
駐車場代(事務所用)	15,000	R3.5.25	大興住建(株)	千葉県若葉区都賀3-15-6	
駐車場代(事務所用)	15,000	R3.6.28	大興住建(株)	千葉県若葉区都賀3-15-6	
駐車場代(事務所用)	15,000	R3.7.27	大興住建(株)	千葉県若葉区都賀3-15-6	
駐車場代(事務所用)	15,000	R3.8.25	大興住建(株)	千葉県若葉区都賀3-15-6	
駐車場代(事務所用)	15,110	R3.9.28	大興住建(株)	千葉県若葉区都賀3-15-6	
この頁の小計	135,110				
その他の支出	40,950				
合計	1,345,304				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	宣伝事業費			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		チラシ、ポスター代			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
チラシ印刷代	十億	百万	千	円	R3. 2. 12	プリントネット(株)	東京都千代田区丸の内3-3-1	
チラシ印刷代			11,590		R3. 2. 16	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
2連ポスター印刷代			12,000		R3. 3. 29	(株)弘報社	千葉県千葉市緑区古市場町474-269	
チラシ印刷代			202,400		R3. 4. 15	プリントネット(株)	東京都千代田区丸の内3-3-1	
チラシ印刷代			11,590		R3. 4. 30	プリントネット(株)	東京都千代田区丸の内3-3-1	
チラシ印刷代			23,060		R3. 6. 21	プリントネット(株)	東京都千代田区丸の内3-3-1	
事務所入口装飾資材			39,000		R3. 6. 29	(株)ウ”アーチュ	愛知県名古屋市南区桜木町21	
チラシ印刷代			33,430		R3. 7. 5	プリントネット(株)	東京都千代田区丸の内3-3-1	
チラシ印刷代			30,260		R3. 7. 5	プリントネット(株)	東京都千代田区丸の内3-3-1	
チラシ印刷代			30,260		R3. 9. 22	プリントネット(株)	東京都千代田区丸の内3-3-1	
この頁の小計			427,310					
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	宣伝事業費			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費		<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7 調査研究費	<input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
硬質プラダン	十億	百万	千	円	R3. 4. 16	ロイヤルホームセンター(株)	大阪府大阪市西区阿波座1-5-16			
硬質プラダン			17,652		R3. 4. 24	ロイヤルホームセンター(株)	大阪府大阪市西区阿波座1-5-16			
両面テープ			27,390		R3. 5. 4	(株)モノタロウ	兵庫県尼崎市竹谷町2-183			
硬質プラダン			13,156		R3. 5. 15	ロイヤルホームセンター(株)	大阪府大阪市西区阿波座1-5-16			
ポスター用支柱			23,023		R3. 6. 2	ロイヤルホームセンター(株)	大阪府大阪市西区阿波座1-5-16			
両面テープ			13,376		R3. 9. 8	(株)モノタロウ	兵庫県尼崎市竹谷町2-183			
折込費			218,614		R3. 10. 14	(株)地域新聞社	千葉県八千代市勝田台北1-11-16 5F			
この頁の小計			329,656							
その他の支出										
合計										

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(街宣車用備品)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
街宣車車検費用	十億	百万	千 円	R3. 1. 5	イエローハット千葉都町店	千葉県千葉市中央区都町5-8-5	
マグネットシート				R3. 2. 15	(株)ジョイフル本田	茨城県土浦市富士崎1-16-2	
両面テープ、結束バンド				R3. 3. 27	ロイヤルホームセンター(株)	大阪府大阪市西区阿波座1-5-16	
マグネットシート				R3. 4. 23	(株)ジョイフル本田	茨城県土浦市富士崎1-16-2	
マグネットシート				R3. 7. 5	(株)ジョイフル本田	茨城県土浦市富士崎1-16-2	
この頁の小計			174,328				
その他の支出			274,549				
合計			1,205,843				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 寄付金	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
政治活動拡大	十億	百万	千	円	R3. 12. 29	三井よしふみ後援会	千葉県千葉市若葉区都賀3-4-5	
この頁の小計			183	408				
その他の支出			9	141				
合計			192	549				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

宣 誓 書


添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)


この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 / 月 26 日

政治団体の名称 れいわ新選組衆議院千葉県第9区総支部

会計責任者の氏名 高 中 隆 行 

(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名) 三 井 義 文 

※解散の場合は、解散届も必要となります。

政治資金監査報告書

令和4年1月15日

れいわ新選組衆議院千葉県第9区総支部

代表 三井 義文 殿

登録政治資金監査人 糸川 浩 芳 斗



登録番号 第 5592 号

研修了年月日 令和元年8月8日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、れいわ新選組衆議院千葉県第9区総支部の令和3年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、れいわ新選組衆議院千葉県第9区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

れいわ新選組衆議院千葉県第9区総支部と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上